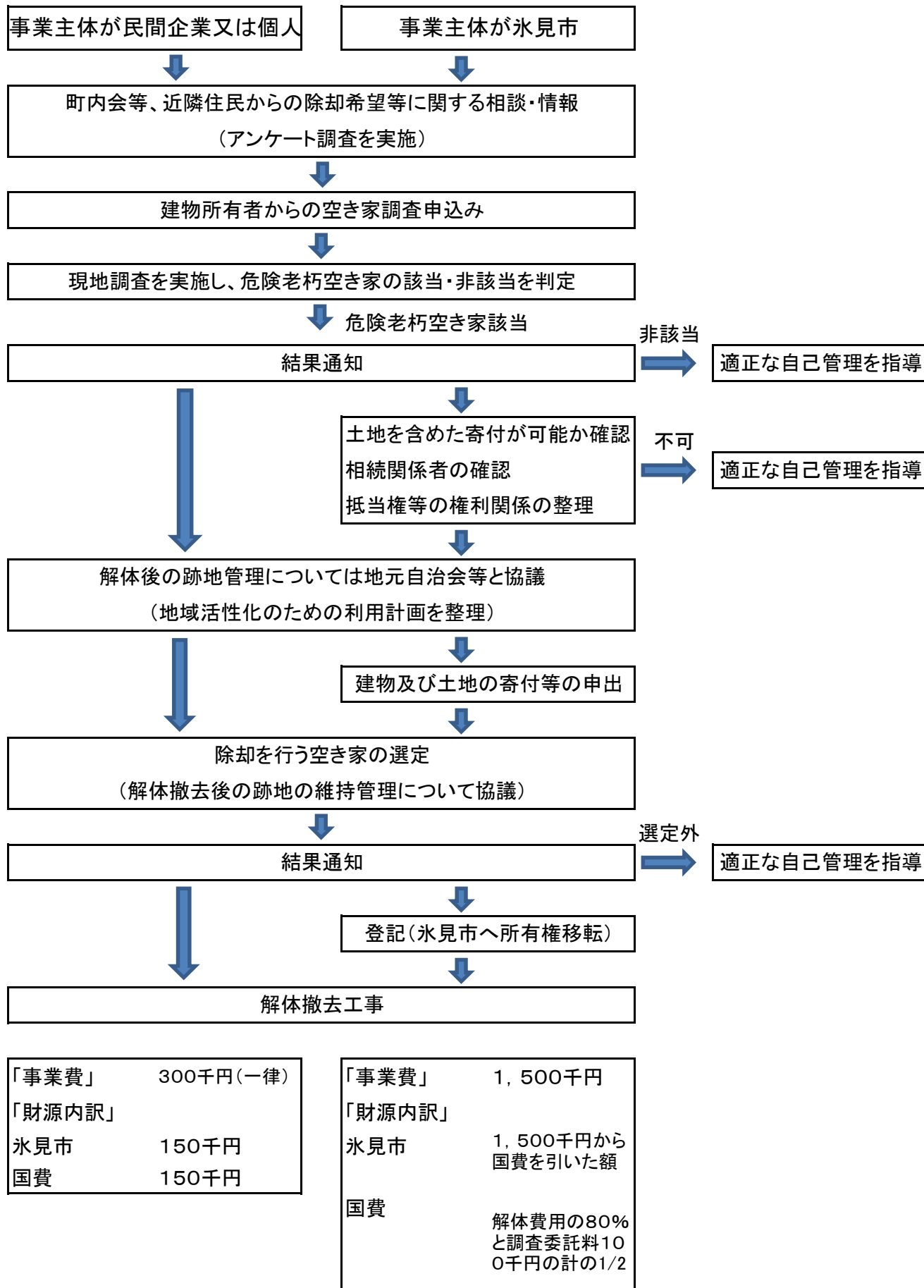


危険老朽空き家対策事業の流れ



「事業費」	300千円(一律)
「財源内訳」	
氷見市	150千円
国費	150千円

「事業費」	1,500千円
「財源内訳」	
氷見市	1,500千円から 国費を引いた額
国費	解体費用の80% と調査委託料10 0千円の計の1/2

氷見市危険老朽空き家対策事業概要(一般住宅を想定)

1.事業主体	氷見市	個人又は民間企業																						
2.地区要件	市街地(用途地域内)	市内全域																						
3.建物要件	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建物であること ・氷見市に寄付ができること ・建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと ・建物の所有者に市税の滞納がないこと ・主たる建物の不良度の測定基準が100点以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建物であること ・建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと ・建物の所有者に市税の滞納がないこと ・主たる建物の不良度の測定基準が100点以上 																						
4.土地要件	<ul style="list-style-type: none"> ・氷見市に寄付ができること ・土地に物権又は賃借権が設定されていないこと ・寄付後に維持管理に支障をきたすおそれがないこと ・寄付後に災害防止の措置が必要ないこと ・地元自治会が地域活性化のための跡地利用計画を作成し維持管理に係る地域住民等の同意がえられるもの ・土地の所有者に市税の滞納がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に物権又は賃借権が設定されていないこと ・建物解体撤去後に維持管理に支障をきたすおそれがないこと ・建物解体撤去後に災害防止の措置が必要でないこと ・維持管理に係る地域住民等の同意がえられるもの ・土地の所有者に市税の滞納がないこと ・10年以上地域活性化のための計画的利用に供されること ・地元自治会が地域活性化のための跡地利用計画を作成し維持管理に係る地域住民等の同意がえられるもの ・10年間は所有権の移転をしないこと ・10年間は建物等を建設しないこと 																						
5.補助対象	所有者から建物及び土地の寄付を受け 氷見市が建物を解体撤去する	危険老朽空き家の除却に要する経費 補助率2/3(30万円)以内																						
6. 予算	<table border="0"> <tr> <td>1件</td> <td>1,400千円 (23千円／坪×61坪)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100千円(事務費)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>2件</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>国費</td> <td>1,220千円 (1,400×0.8+100)×1/2×2</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,780千円</td> </tr> </table>	1件	1,400千円 (23千円／坪×61坪)		100千円(事務費)	小計	1,500千円	2件	3,000千円	国費	1,220千円 (1,400×0.8+100)×1/2×2	一般財源	1,780千円	<table border="0"> <tr> <td>1件</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>5件</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>国費</td> <td>750千円 (300千円×1/2)×5</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>750千円 (300千円×1/2)×5</td> </tr> </table>	1件	300千円	小計	300千円	5件	1,500千円	国費	750千円 (300千円×1/2)×5	一般財源	750千円 (300千円×1/2)×5
1件	1,400千円 (23千円／坪×61坪)																							
	100千円(事務費)																							
小計	1,500千円																							
2件	3,000千円																							
国費	1,220千円 (1,400×0.8+100)×1/2×2																							
一般財源	1,780千円																							
1件	300千円																							
小計	300千円																							
5件	1,500千円																							
国費	750千円 (300千円×1/2)×5																							
一般財源	750千円 (300千円×1/2)×5																							

氷見市空き家対策事業

○ 氷見市が寄付を受け解体撤去したもの

1 幸町の空き家

平成24年6月25日	空き家調査申込み
平成24年6月28日	空き家調査報告書 相続関係者6名
平成24年8月7日	地域活性化の利用計画書(班長より)
平成24年8月8日	建物・土地寄付申出書 住宅 木造平屋建 延べ面積 45.28㎡ 土地 幸町4347番16 敷地面積 52.56㎡
平成24年8月28日	嘱託登記完了
平成24年9月3日	工事請負契約 777,000円
平成24年9月27日	解体撤去工事完了
平成24年10月2日	完成検査

2 島尾の空き家

平成24年7月4日	空き家調査申込み
平成24年7月6日	空き家調査報告書 相続関係者3名
平成24年9月13日	地域活性化の利用計画書(区長より)
平成24年9月25日	建物・土地寄付申出書 住宅 木造2階建 延べ面積 200.81㎡ 土地 島尾1615番 敷地面積 366.60㎡
平成24年10月11日	嘱託登記完了
平成24年11月6日	工事請負契約 1,890,000円(工期12月21日)
平成24年12月21日	工事完了

○ 補助金30万円を交付したもの

3 触坂の空き家

平成24年5月30日	空き家調査申込み
平成24年6月4日	空き家調査報告書
平成24年6月27日	地域活性化の利用計画書(自治振興委員)
平成24年6月27日	危険老朽空き家対策事業補助金交付申請書
平成24年6月27日	交付決定
平成24年8月30日	実績報告書
平成24年8月31日	完成確認
平成24年8月31日	補助金額の確定
平成24年9月14日	補助金30万円支払い